

今年1月、「下請代金支払遅延等防止法」が廃止され、「中小受託取引適正化法」が施行された。親事業者・下請事業者という名称も「中小受託事業者」などへ改められ、「下」という字が姿を消した。手形払いも禁止され、遅ればせながらも大きな前進だと感じている。私は企業経営58年になるが、「下請」という言葉には長く抵抗を覚えてきた。

平成20年12月、日本金型工業会会長として衆議院経済産業委員会での「下請け」という言葉は差別的であり、名称を改めるべ



下請法から取適法へ

大垣精工会長 上田勝弘

きた」と問題提起し、最後に「私は『下』ではなく上田です」と述べて議員の笑いを誘ったのは18年前のことである。

当時、経済産業省大臣室で「型屋殺すにや刃物はいらぬ 検収の三月も延ばせばいい」と都々逸も披露した。われわれの業界では、長期の検収や手形払いなどの因習の中で差別的用語が使われ、発注者と受注者の関係が無神経になっていた。

日本では今もタクシー運転手を「運ちゃん」と呼ぶことがあるが、韓国では運転技士、中国では司機と呼び、命を預ける相手を手を軽んじることはない。SDGsが重視される今はパートナーシップの時代であり、今回の法改正で発注委託業者に11の禁止項目が明示されたことは画期的で、中小企業の体質改善に寄与すると期待している。

これからの日本の産業は技術力だけでなく、人間性や企業規模を超えた総合力が問われる。わが社は「いつの時代も人が主役」を理念に、グローバルな視点でハイテク産業を支え、SDGs達成に努めたい。高市早苗首相の今後の施策にも期待している。